

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 8 月 9 日（金）第 539 号

発行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編集 総務部学事法制課
定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定予定の通知（森づくり推進課取扱い） 1
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止（高齢者生き生き推進課取扱い） 1
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（高齢者生き生き推進課取扱い） 2
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止（高齢者生き生き推進課取扱い） 2
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（高齢者生き生き推進課取扱い） 2
- 基本測量の実施（監理課取扱い） 3
- 公共測量の実施（7件）（監理課取扱い） 3
- 道路の区域の変更（道路維持課取扱い） 4

公 安 委 員 会 公 告

- 警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告（生活安全企画課取扱い） 5

告 示

鹿児島県告示第593号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 6 年 8 月 9 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
出水市上鯖淵字東平4910番
 - 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は，定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第594号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により，指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和 6 年 8 月 9 日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーション始良	始良市平松5062番地	医療法人大進会	始良市平松5069番地	大久保明子	令和6年7月31日	訪問看護
せき歯科医院	大島郡瀬戸内町古仁屋春日4-4	関 英男			令和6年8月14日	居宅療養管理指導
社会福祉法人肝付町社会福祉協議会訪問介護内之浦事務所	肝属郡肝付町南方2643番地	社会福祉法人肝付町社会福祉協議会	肝属郡肝付町新富5589番地8	松元 一昭	令和6年8月31日	訪問介護

鹿児島県告示第595号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

令和6年8月9日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護リハビリステーションケアフォレストさつま	始良市加治木町新生町125	合同会社Forest	神奈川県大和市上草柳四丁目3番5号	小谷 優樹	令和6年8月1日	訪問看護
訪問看護ステーション3rdHand	伊佐市大口針持4231番地	株式会社紳人	熊本県人吉市九日町12番地	恒松 裕介	令和6年8月1日	訪問看護

鹿児島県告示第596号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和6年8月9日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーション始良	始良市平松5062番地	医療法人大進会	始良市平松5069番地	大久保明子	令和6年7月31日	介護予防訪問看護
せき歯科医院	大島郡瀬戸内町古仁屋春日4-4	関 英男			令和6年8月14日	介護予防居宅療養管理指導

鹿児島県告示第597号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

令和6年8月9日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護リハビリステーション ケアフォレスト さつま	始良市加治木町 新生町125	合同会社F o r e s t	神奈川県大和市 上草柳四丁目3 番5号	小谷 優樹	令和6年 8月1日	介護予防 訪問看護
訪問看護ステーション3rdH and	伊佐市大口針持 4231番地	株式会社紳人	熊本県人吉市九 日町12番地	恒松 裕介	令和6年 8月1日	介護予防 訪問看護

鹿児島県告示第598号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により，国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和6年8月9日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 基本測量（空中写真撮影）
- 2 作業の期間 令和6年9月25日から令和7年3月31日まで
- 3 作業の地域 出水市，薩摩川内市，霧島市，伊佐市，始良市，さつま町及び湧水町

鹿児島県告示第599号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により，南薩地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年8月9日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点，路線，TS等現地測量，RTK現地測量及び数値地形図データ作成）
- 2 作業の期間 令和6年6月18日から令和7年3月14日まで
- 3 作業の地域 南九州市知覧町塩屋地内

鹿児島県告示第600号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により，いちき串木野市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年8月9日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（デジタルカラー撮影及び写真地図作成（地図情報レベル2500））
- 2 作業の期間 令和6年7月1日から令和7年3月24日まで
- 3 作業の地域 いちき串木野市全域

鹿児島県告示第601号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により，始良・伊佐地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年8月9日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 令和6年7月17日から令和7年3月14日まで
- 3 作業の地域 霧島市国分川原地内

鹿児島県告示第602号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、始良・伊佐地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 6 年 8 月 9 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 令和 6 年 7 月 17 日から令和 7 年 3 月 14 日まで
- 3 作業の地域 霧島市国分敷根地内

鹿児島県告示第603号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、始良・伊佐地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 6 年 8 月 9 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 令和 6 年 7 月 17 日から令和 7 年 3 月 14 日まで
- 3 作業の地域 霧島市溝辺町竹子地内

鹿児島県告示第604号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大島支庁沖永良部事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 6 年 8 月 9 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和 6 年 7 月 31 日から令和 7 年 1 月 28 日まで
- 3 作業の地域 知名町田皆地内

鹿児島県告示第605号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大隅地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 6 年 8 月 9 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（路線測量）
- 2 作業の期間 令和 6 年 8 月 5 日から同年 12 月 13 日まで
- 3 作業の地域 志布志市志布志町安楽地内

鹿児島県告示第606号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 6 年 8 月 9 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 8 月 9 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	504号	薩摩郡さつま町虎居町4番 27地先から同町泊野字出口 5090番1地先まで	前	7.6~181.7	7,859.3
			後	7.6~54.4	7,859.3
			後	12.6~269.0	8,329.6

公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和6年8月9日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

- 1 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第1号に規定する警備業務
- 2 講習の種別及び実施期間
 - (1) 新規取得講習
令和6年10月21日（月）から同月26日（土）まで（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）
 - (2) 追加取得講習
令和6年10月24日（木）から同月26日（土）まで（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）
- 3 講習の実施場所
鹿児島県社会福祉センター別館（鹿児島市鴨池新町1番7号）
- 4 受講対象者
 - (1) 新規取得講習
受講申込日において、次のいずれかの条件に該当する者
ア 最近5年間に当該警備業務の区分（以下「1号」という。）の警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号に係る警備業務に従事しているもの
エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号に係るものに限る。）に合格した者
オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号に係る警備業務に従事しているもの
 - (2) 追加取得講習
受講申込日において、1号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者（旧資格者証の交付を受けている者を除く。）で、次のいずれかの条件に該当するもの
ア 最近5年間に1号に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（1号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者
ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号に係る警備業務に従事しているもの

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（1号に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号に係る警備業務に従事しているもの

5 受講定員

原則、受付先着順とし、各講習の受講申込みが定員に満たない場合、その人数を受け付ける。

(1) 新規取得講習

20人

(2) 追加取得講習

10人

6 受講申込みの受付等

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

令和6年8月27日（火）から同月30日（金）まで

イ 時間帯

午前8時30分から午後4時まで

(2) 受付場所

ア 鹿児島県内に住所を有する者等

受講者の住所地又は受講者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 鹿児島県外に住所を有する者

鹿児島県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 提出書類

ア 共通

講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真（縦の長さ4.2センチメートル、横の長さ3.6センチメートル）1枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。） 1通

イ 新規取得講習

(ア) 4の(1)のアに該当する者

a 1号の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。） 1通

b 履歴書 1通

(イ) 4の(1)のイに該当する者

1号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通

(ウ) 4の(1)のウに該当する者

a 1号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

(エ) 4の(1)のエに該当する者

1号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通

(オ) 4の(1)のオに該当する者

a 1号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

ウ 追加取得講習

(ア) 4の(2)のアに該当する者

a 警備業務従事証明書 1通

b 履歴書 1通

c 1号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(イ) 4の(2)のイに該当する者

- a 1号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通
- b 1号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (ウ) 4の(2)のウに該当する者
 - a 1号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
 - c 1号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (エ) 4の(2)のエに該当する者
 - a 1号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
 - b 1号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (オ) 4の(2)のオに該当する者
 - a 1号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
 - c 1号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (4) 申込方法
受講者本人が(2)の受付場所に直接持参して申し込むこと（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）。
- (5) 講習手数料
講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。
なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。
 - ア 新規取得講習
47,000円
 - イ 追加取得講習
23,000円
- 7 その他
 - (1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。
 - (2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して1号の警備業務に係る修了証明書を交付する。
 - (3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。
- 8 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
 - (1) 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）
 - (2) 一般社団法人鹿児島県警備業協会
電話番号 099-224-4490